

第21号 2019年4月22日

■ ニュース紹介とコメント

2018年6月29日、働き方改革関連法が成立しました。

以前、「社畜」などの造語の下、会社を辞めて独立を煽るビジネスが多々ありました。が、最近は、企業のホワイト化が進み、一周回って、会社で働く方が、良好な勤務状況となるケースが増えてきたように思います。以下、法改正の概要です。

1 時間外労働の上限規制

周知の通り、日本では長時間労働が続いており、その原因の一つが労働基準法36条（いわゆる三六協定）でした。三六協定は、特別な事情がある時は、例外的に労働時間の延長が認められました。

しかしながら、実際は、この「特別な事情」が機能せず、上限規制もなかったため、ワークライフバランスを保つのは困難でした。今回の改正は、以下のように上限規制を定め、罰則化して強化しています（中小企業は2020年4月1日から施行）。

(1) ⑦ 1ヶ月45時間及び1年で360時間

(2) ①⑦を超える場合別途協定を結べるが、

その上限は1ヶ月で休日労働含めて100時間

1年では休日含まず720時間

2 年次有給休暇付与義務

年休のうち年5日間は使用者に年休時季指定付与義務を課す。

3 高度プロフェッショナル制度（高プロ）

年収1075万円以上で、一定の高度な専門職5業種（コンサルタント、金融商品開発業務等）に関し、健康管理時間の把握などを要件に、労働時間規制等の適用を除外する。

適用範囲となる業種は少ないですが、高プロで働き過ぎになる人が出ないといいですね。

【ニュース紹介】

1 公園に孔子廟、無償は違憲 那覇市「特定宗教に便宜」

国家と宗教の分離を定めた政教分離規定に関する裁判。特定宗教への便宜か否かは非常に微妙な判断

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO43905360Y9A410C1CR8000/>

2 ハンマー投げの球でけが、県に賠償命令 有力選手が骨折

今後は防護ネットの設置など運用の改善が求められるところ。

<https://news.goo.ne.jp/article/asahi/nation/ASM4L56RHM4LOIPE01Q.html>

3 スリランカで連続爆発、死者 290 人に 日本人も 1 人死亡

<https://www.bbc.com/japanese/48008834>

4 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況 | 厚生労働省

養育費の取り決めをしている 38.8%。依然低い状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b16.html>

【今週の書籍の紹介】

頼み事を断れないで、一杯一杯になり、結果的に周りの評価を下げる。そんな状況を自分に重ねる人も多いのでは。そんな人は是非この本を。

エッセンシャル思考～グレッグマキューン著

会社員Kは、どんなに無茶なスケジュールでも「やります」と答え、到底やりきれない仕事を抱えて朝から晩まで強いストレスの中で仕事をしていた。それほど頑張っても、周りの人間は、彼の仕事が遅いと評価しなかった。

先輩から「自分にとって本質的な仕事だけやればいい」とのアドバイスを受けて、翌日からおそるおそる仕事を断り始めた。意外なことに周囲の評価は下がらず、時間と気持ちに余裕が生まれ、次第に、会社に大きな利益をもたらす成果を上げられるようになっていた。

真面目で向上心がある人間ほど、あれもこれもとやりたがる。ここ10年で、人生や毎日の選択肢は無数に増えた。しかし、闇雲に手を出しては、何事も中途半端に終わるのがオチだ。大多数のものはノイズである。何が本質なのかを愚直なまでに考える必要がある。